

法人役員等の報酬及び旅費等に関する規程

社会福祉法人 福沢会

社会福祉法人 福沢会

法人役員等の報酬及び旅費等に関する規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人福沢会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下役員等という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 章 報 酬

(報酬)

第 2 条 役員等には報酬を支給する。但し、当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。
2 報酬は現金または銀行振込で支給する。

(報酬の額)

第 3 条 報酬の額は、別表 1 の定めるところによる。

(支給日)

第 4 条 報酬の支給日は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会、監事監査、入札立会等の当日とする。
2 月額支給の場合は当法人職員給与規定に定める給与支給日に準じるものとする。

第 3 章 旅 費

(旅費の支給)

第 5 条 役員等が出張した場合には当該役員に対し旅費を支給する。

(出張命令等)

第 6 条 旅行は出張命令（出張命令簿）によって行わなければならない。

第 7 条 出張命令は電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって業務の円滑な遂行を図ることができない場合であって、予算上旅

費の支出が可能である場合に限り発するものとする。

(旅費の種類)

第 8 条 旅費の種類は鉄道運賃、船賃、航空運賃、車賃、日当、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第 9 条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、業務上の必要または天災その他止むを得ない事情により最も経済的な経路または方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 外国旅行については、理事長の承認を得るものとする。

(旅費の請求)

第 10 条 旅費の支払いを受けようとする旅行者は所定(旅費請求領収書)の請求書を提出しなければならない。

(鉄道賃)

第 11 条 鉄道賃は一般運賃を支給する。但し、特別急行を運行する路線で片道 60 km 以上旅行する場合は一般運賃の外、当該運賃に準じた急行料金を支給する。又、新幹線を利用する場合は、当該運賃を支給する。

(船賃)

第 12 条 船賃は 1 等実費を支給する。

(航空運賃)

第 13 条 一般航空運賃を支給する。

(車賃)

第 14 条 車賃(バス)は実費を支給する。但し、交通不便にてバス等の運行が無く、またあっても業務に支障をきたす場合は、タクシー料金の実費を支給する。

(日当)

第 15 条 理事会、評議員会等への出席については、交通費として 500 円を支給する。

(宿泊料)

第16条 旅行が2日以上に渡り行程100km以上の場合は宿泊料を支給する。

- 2 行程100km未満の場合ながら、業務の必要上、または天災その他のやむを得ない事情により宿泊を要し、理事長の承認を得たものは宿泊料を支給する。
- 3 宿泊料は実費とするが、社会通念上の通常の方法のうち最も合理的、経済的な選択と見做される範疇を超えないものとする。

第 4 章 その他

(規定の改廃)

第17条 この規定の改廃には、評議員会の決議を経て行う。

(附則)

第18条 この規則は平成15年9月1日より施行する。

平成21年 2月21日 一部改定
平成22年 4月 1日 一部改定
平成27年 8月 9日 一部改定
平成29年 4月 1日 全面改定
令和 4年 4月 1日 一部改定

別表 1

区分	報酬額	基 準
理事長 業務執行理事	月額 421,000 円～	1 法人職員給与規定給与表、経営職1号を基準とし、役員等の通算就任期間に応じ、同等の各号の額を上限とすることができる。なお、額の下限については設定しない。 2 前項に加え、適切な法人年度予算が編成されている範囲内の額であること。
区分	手数料	基 準
監事（会計） 監事（事業）	月額 10,000 円 機会 30,000 円	1 監事監査の責任に対する評価、専門知識、経験及び資格に対する評価として無償としないこと。

(注) 第15条2項における交通費は、社会一般状況を勘案して理事長が定める。